

山田孝雄博士が母に捧げた「誄詞」に関する一考察

A Study on Dr. Yoshio Yamada's Message of Condolence "誄詞" Dedicated to His Mother

仲井文之

FUMIYUKI Nakai

文化勲章受章者である山田孝雄博士の母ヒデが亡くなったのは、一九〇九年（明治四十二年）八月、孝雄二十三歳のときのことであった（享年六十五歳）。その前年、孝雄は一生の大作であり後の文化勲章受章につながる『日本文法論』全一巻を刊行している。孝雄は母の葬儀に際して齋主を務め、家族一同に代わって「誄詞」を捧げている。「誄詞」は、「ルイシ」あるいは「しのびごと」と読む。いわゆる弔辞を意味する。原本の所在は不明だが、孝雄没後十年、一九六八年（昭和四十三年）、長男の山田忠雄氏により出版された『山田孝雄の立志時代』（非売本）の中に、直筆の誄詞が写真版として折り込まれている。今回、これまで長く研究に携わって来られた神島達郎氏によりその存在を知らされたのを機に、誄詞に記された両親、家族への思い等を他の資料と照らし合わせ、自らを語ることの少なかつたと言われる山田孝雄博士の人物像について理解を深めるためである。

キーワード…生い立ちと神社、『日本文法論』の執筆、家計への支援、誄詞にみる自負、母への誓い

一 山田孝雄の生い立ち

1 生い立ちと神社

山田孝雄（よしお）は、一八七五年（明治八年）五月十日、富山県富山市総曲輪にて、山田方雄（まさお）、母ヒデの二男として生まれた。兄一人、姉四人、妹四人、計十人の兄弟姉妹があった。山田家は富山藩最後の連歌の宗匠の家柄で藩の中堅どころであったと思われる。廃藩置県により無収入となった際には金禄公債証書を下付されたが、多い人でも五十石（米百俵）位であり、『越乃中州研究資料・こまざら』¹⁾、山田家は五十石を切っていたと思われる。

山田孝雄と神社との縁は幼少期に遡る。父方雄が富山藩士の職を失った際、新たな職として藩より示されたのが、歴代藩主を祀る於保多神社（富山市）の神主の職であった。これまで方雄は藩主の馬廻り役を勤めた他、国学（平田派、連歌等）にも明るく適任と考えられたのである。山田方輝氏談、氏は越中稲荷神社十二代宮司で孝雄の兄有方の孫。ともかくにも、山田孝雄は宮司の子としてこの世に生を受けたのである。

その後、方雄は、射水神社（越中国一宮）、彌彦神社（越後国一宮）というように各地の格式ある神社に禰宜として勤めている。孝雄はその父に従い、小学生時代の前半八歳までを彌彦神社近くの山崎下等小学校、次いで弥彦校で過ごした。

その頃のエピソードが一つある。父方雄が彌彦神社の禰宜であった明治十一年、明治天皇が北陸路を御巡幸の折、彌彦神社を参拝されたことがあった。

天皇の御下問に対し方雄が御奉答申し上げたことが記録として残っている。方雄は元々勤王の精神に厚い人であり、このことを息子たちに幾度となく語り聞かせた。後々まで語り継ぐべき栄誉であった。

また、孝雄は²⁾一八八三年（明治十六年）八歳から一八八九年（明治二十二年）十四歳まで、富山県士族佐伯有種について漢学を修め、続けて一八八九年（明治二十二年）から一八九三年（明治二十六年）十八歳まで、富山県士族尾山今民について国学を学んでいる。さらに、一八九四年（明治二十七年）十九歳のときに、皇典講久所より五等司業（明治以降の制で、神職の学階）を受けている。

以上のことから、孝雄は父の仕事を通じ、日常的に神社と関わりながら幼少期を過ごし、身をもって神道の世界に触れていた。と同時に、日本古来の伝統への理解、学問的素養、さらには皇室への尊敬、といったことにも深く心に根ざすことになったと思われる。

2 孝雄と両親

一八八三年（明治十六年）孝雄が八歳のとき、父方雄は富山に戻ったが神主の職には就かず、富山尋常中学校書記の職を得ている。一八八七年（明治二十一年）、孝雄は、父の勤める富山尋常中学校に入學し、学年で二等賞、学力優等の成績を残すが、一年を修業した後には早くも退学をしている。その理由の一つが父の書記辞職で、時の校長との衝突が原因であったと言われる³⁾。それによって山田家は実質的に生計の道を断たれたのである。当時としては高額であった孝雄の学費を賄う余裕はなかったであろう。尤も当の孝雄は、このまま学業を続けたところで将来は中学校教師が関の山でそれなら自力で免許を取る、との考えがあったと後ほど語ったという⁴⁾。しかし、元富山藩士であり明治天皇に御奉答する機会さえあった父が辞職に追い込まれた中学

校に籍を置き続けることは、孝雄にとって到底許せなかったことに違いない。

尋常中学校を一年で退学した孝雄は一度、東京に丁稚か小僧で働きに出たことがあった。しかし自分には合わないと一週間か二週間で見切りをつけ、徒歩で富山に戻ったという。恐らくは碓氷峠を越え、十日以上をかけての旅であった。出戻った孝雄を父は我慢が足りない叱ったが、母からは孝雄を責める言葉は一言もなかったという(神島達郎氏談)。一男は家を継がないため、経済的自立を目指し奉公に出ることが当たり前とされた時代、本人の好きな道を見守ることに徹する母と、その気持ちを真に理解する孝雄であった。

3 苦学の中での家計への支援

十人の兄弟姉妹、うち八人の姉妹がいるということは山田家にとって経済的には楽ではなかった。孝雄は明治八年(一九七五年)生まれのころを、明治六年(一八七三年)生まれに年齢を偽って願書を出し、何とか授業生の資格を得ることができた。その後も勉学に励み、わずかの期間で本科教員となっていた。母にとってもそれは嬉しく、頼もしいことであつたに違いない。下村尋常小学校に通つた際は、片道十数kmの道のりを通勤する孝雄を母は毎朝、神通橋まで送り迎え迎えたという。孝雄がその後も次々と上級免許を取得しかつ舎監を勤めたのも経済的事情もさることながら、勉学への喜びと共に、母や家族への深い情があつたからに違いない。次の資料はそれらの経緯を如実に示していると言えらるだろう。

- 一八九二年(明治二十五年) 十七歳。富山県婦負郡草嶋小学校授業生を命ぜられる。(月俸二円五十銭)
- 同年 本科准教員勤務。さらに富山県管内高等小学校本科准教員を免許せらる。
- 一八九三年(明治二十六年) 十八歳。富山県上新川郡上市尋常高等小学校准訓導を命ぜらる。(月俸五円)
- 同年 尋常小学校本科正教員を免許せらる。富山県射水郡下村尋常小学校訓導に任ぜられる。(月俸七円)
- 一八九五年(明治二十八年) 二十歳。尋常中学校国語科教員及び尋常師範学校国語科教員の免許を受ける。
- 一八九六年(明治二十九年) 二十一歳。下村尋常忠告小学校退職。私立鳳鳴(兵庫県)義塾教員となる。(月俸十八円)
- 一八九七年(明治三十年) 二十二歳。(月俸二十円)。寄宿舎舎監を任される。
- 一八九八年(明治三十一年) 二十三歳。(月俸二十五円)。日本史料につき師範学校女子部高等学校教員の免許を受ける。鳳鳴義塾教員を辞す。奈良県尋常中学校教諭に任じられ五条分校在勤を命じらる。(月俸三十円)
- 一八九九年(明治三十二年) 二十四歳。舎監を兼任(手当二円)。(月俸二十七円)。※当時の米価一石四円
- 一九〇〇年(明治三十三年) 二十五歳。倫理科で中学校教員免許を受ける。修身科で師範学校、高等女学校の免許を受ける。(月俸四十二円)
- 一九〇一年(明治三十四年) 二十六歳。高知県立第一中学校教諭に任じられ、安芸分校勤務を命ぜらる。(月俸四十五円、月手当五円)

二 誦詞に見る孝雄の母・家族への思い

1 表記

孝雄が母に奏じた誦詞(毛筆・直筆)は、全て漢字で書かれ、万葉仮名のように読むことができる。(原文へのフリガナは筆者が付け、意味を調べるにあたっては、『精選版 日本国語大辞典』『広辞苑』を主として用いた。また、毛筆という点では、孝雄の日記もまた筆で書かれている。その理由は、毛筆が得意であるというより苦手を自覚し¹⁰、日頃から毛筆に馴染むことによって苦手を克服することであったといふ。)

誦詞

孝雄

伊都久之伎宇麻斯母刀自之命之御靈乃御前仁數々乃御麻奈子仁
 代里弓孝雄謹美恐美毛一言告介奉良久乎御心毛穩爾天翔里弓毛聞

- 1 いづくしき(慈しい)
- 2 うまし(美しい)
- 3 ははどじ(母上)
- 4 まなご(子供たち)
- 5 おだひ(穏やか)

食世阿波禮悲之伎加母阿波禮宇禮多伎加母宇都斯母刀自乃命也思

倍波廿日餘乃往斯倍爾今斯之誦詞奉良牟止波阿波禮思比掛氣伎

也波阿波禮悲之伎加母阿波禮宇禮多伎加母我宇麻斯母刀自之命乃

神去坐志奴止波何乃醜乃狂言爾加母有流何處之於與都禮乃誣言止

加母有流止與波比叫倍止御言問波佐受伏顛比泣伎歎氣止母言問

坐佐受安良氣久熟寢也為賜布良牟平氣久熟寢也為賜布良牟常止波

爾眠利坐須良武吉氣久母惡志氣久母言乃一言問比賜波奈牟止思

倍止母悲之伎加奈也宇禮多伎加奈也伊佐々氣支我等加業乎毛悅比

嬉志比賜比志毛乃乎今日與利波現美乃父乃命乃美唯一人嬉之比坐弓

- 10 あめかけりても(空を駆けていようと)
- 11 うれたき(嘆きたい)
- 12 うつし(存在している)
- 13 ゆきしへ(月日)
- 14 かみさりましぬ(神様になってしまわれる)
- 15 しこのざれごと(恐ろしい冗談)
- 16 およつれ(人を惑わす)
- 17 うまい(熟睡)
- 18 いささけき(わずかばかりの)

諸共仁喜比坐須事毛有良受也有流良牟

2 「数々のみ愛子に代わりて」にみる孝雄の自負

孝雄は一族のホープ、期待の星である。中学校中退とは言え、小・中学校教員を勤め、三十四歳の時点まで一族の家計を助けるために仕送りを続けていたという。三男の山田俊雄氏は、「兄弟の生活、あるいは兄の学費という、そういうものまで自分で賄ってやろうという風な形で、世俗に言いますと、一族がそれに頼り切るといふ形のそういう人間として働いていく、努力をし儉約をしていかねばならぬ義務を感じ、父母を助けたいという考えであつたと思われれます。」と語り、それが、方雄から孝雄への手紙の束の中で分かつてきたことだと述べている¹⁵。このように、「数々のみ愛子に代わりて」には、孝雄の自負を示す気持ちが充分に表されている。

種々乃誤乎波諸共仁悲美憂多美給比之毛乃乎今日與利波父乃命乃美乃御心盡止成奴倍志阿波禮阿波禮御叱之一言多仁毛聞加世給倍止足摺叫毘乞祈申世止御言問波佐受成賜比奴阿波禮宇麻斯我

15 いろいろな出来事
あしずりやけび(足を引ぎずり叫び)

母刀自之命也老坐我父命乎置弓何處仁加罷給比奴良武清伎直伎

貞志伎御心毛弓我父命爾四十餘歳悖留事無久逆布事無久穩爾眞實爾仕奉利來給幣流宇麻志我母刀自之命乃如何奈禮婆加己我御心止志弓神去利座須倍志也廣伎厚伎高伎御奈佐氣毛弓夜波夜須賀良晝波終日我等同胞乎撫賜比慈比生志日足志賜幣流宇麻志我母刀自之命乃如何爾爲與止加我等乎措弓常不知賜奴處爾竝立給布良武阿波禮宇麻志我母刀自之命也今一度頭比御世爾立返利座豆父命乃御心乎慰米奉利給幣也阿波禮今一度御聲乎太仁毛聞加米給幣止顛倒比乞祈奉禮止人皆乃言比志事也眞奈流良牟

15 きよき(清く) なおき(真つ直ぐで) さだしき(正しい)
もとる(道理に背く)
よもすがら(一晩中)
ひねもす(終日)
はらから(兄弟姉妹)
くに(國)
うつつび(現実)

ケフ ミハブリノコトリマカナフベシトゾイフナルミマエニヨコヤマノゴトウツツミ
 今日御葬乃事取麻加奈布倍志止會言布奈流御前爾横山乃如打積
 オケルヲチヨチノヒトヒトノココロクンノササゲモノモオモヘバワレラガナミダノツモリニヤ
 置介流遠近乃人々乃心盡乃捧物毛思幣波我等加涙乃積利爾也
 ニタルラムミココシメマツラムトフキナセルフエツノノシスモオモヘバワレラガナガキ
 似多流良牟御心鎮奉良牟止吹鳴世流笛角乃韻毛思幣波我等加歎

ノイフキニヤニタルラムミハブリノワザハサカリニトリマカナハルレドゴトニワレラ
 乃氣吹爾也似多流良牟御葬之儀波盛爾取麻加奈波留禮止事每爾我等
 ガカナシビノキワマリニヤニタルラムミハブリノワザニトリマカナヘルヒトノオホキ
 加悲之比乃至利爾也似多流良牟御葬之儀爾取麻加奈幣流人乃多
 ナルハワレラガナゲキノコトシゲキヲヤシメスラムアハレコレラノウツシヨノコトドモ
 奈流波我等我歎伎乃事繁乎也示須良牟阿波禮此等乃顯世乃事共
 ハカクサカリニサハニアラメドモワレラハナニヲカタンシムベシヤ
 波加久盛爾多爾有良米止毛我等波何乎加樂牟倍志也

3 「四十余りの歳を憐ることなく逆らうことなく穩に」

にみる母の姿

孝雄だけでなく家族にとって母のヒデは人の生き方の範を無言で示
 す存在であった。母の死から二十日余り後の九月六日の孝雄の日記に
 は、「世の貴族として生まれ、人力車などに乗り、或いは肥えた馬に乗

24 みはぶり (葬儀)
 25 をちうち (あちらひちち)
 26 うつしよ (現世)

つて、如何にも立派な服装をしたりしたものもあるが、私は羨ましい
 と思ったことが一度もなかった。私には常に母がいて、我々に無言の
 教えを垂れ給うたからこそ、それを恨んだり憎んだりしたことはな
 かった。」と記されている¹²⁾。清貧を恥じず、自らの努力で道を切り開
 いていくことを孝雄は、母の無言の教えから学んだのであった。

ウラメシキハワガウマンハハトジノミコトノタダヒトヒダニナガクワレラトモニウツシヨニ
 恨之伎波我宇麻志母刀自之命乃唯一日多仁永久我等止共仁顯世尔

マシテワガチミコトヲナクサメタマヒカシツキタマハヌナリイツクシキワガチミコトハ
 座弓我父命乎慰米給比加志都伎給波奴奈利嚴志支我父命波
 トシイタクオヒマセルモノヲアスヨリハタレシノヒトガワガハハトジノミコトノゴトクオダヒ
 年痛久老座世流毛乃乎明日與利波誰志乃人加我母刀自之命乃如穩

ニシンジチニツカヘツリウベシヤハワレラカズカズノハラカラハケフヨリハハハナキモノト
 爾眞實爾仕奉利得倍志也波我等數々乃同胞波今日與利波母奈伎者止
 ヨノヒトニユビササレナムアハレキノフマデハミオヤフタハシラカクルコトナクタラヒ
 世人爾指佐禮奈牟阿波禮昨日麻弓波御親二柱缺久流事奈久足良比
 タマフトヨノヒトニホコラヒカタリシモノヲケフヨリハツカヘマツルベキ
 給布止世人爾誇比語利志毛乃乎今日與利波仕奉流倍伎

ハハトジノミコトハウツシヨノニイマサズナリヌヤミフシタマヘルミスガタハマナコニノコ
 母刀自之命波頭此世爾座佐凶奈利奴病美臥志給整流御姿波眼爾殘
 リテイマナホイマスガゴトシアサユウニトリモチタマヒシミカガミハワレラガカゲヲパテラ
 利弓今奈保座須加如志朝夕爾取持給比志御鏡波我等加影乎波照
 セシドミスガタヲパウツシダスコトアラズナリヌヒゴトニクリタメタマヘルタタリ
 世止登御姿乎波寫志出須事有良受奈利奴日每爾繰多米給幣流多太利

12 かしづき (大切に世話をして)
 13 ふたはしら (支柱となる一人)

ヲケ ハムナシクトドマリテワレラガオモヒデクサトコソナリニタレクサガサニシタヒテハ
 緒筈^⑧波空^⑨之久留利弓我等加思出草止古曾成利仁太禮草々尔慕比弓波
 ナキサマザマニナゲキテハシノベドヨノコトハココロニカセヌナレンヤイツクシキ
 泣支様々爾歎伎弓波偃倍登世乃事波心爾任世奴慣止也伊都久之伎
 ウマシハハシノミコトハフタタビカヘリタマハズナリヌラムムネウチタキアシズリサケスド
 宇麻志母刀自命波 再 返里給波受奈利奴良武胸打扣支足摺叫倍登
 カヒソナキアハレウマシワガハハトシノミコトヤ マカルミチモイカニサビシクマスタ
 甲斐曾無支阿波禮宇麻志我母刀自命也^⑩ 罷路毛如何仁淋之久坐須良
 ムトシオヒマセルワガチチミコトノオンコトヲフカクミココロニカケツツモマカリイデタマフラム
 武年老坐世流我父命乃御事平深久御心爾掛介都々毛罷 出給布良武
 カズカズノワレラハラカラヲフカクミココロニカケツツモマカリイデタマフラムワレラハラカラココロ
 数々乃我等同胞平深久御心爾掛介都々毛罷 出給布良武我等同胞心
 ヲアワセチカラヲツクシテミココロヲツギマツリチチミコトニマゴコロサガテツカヘマツラムツネ
 平合世力平盡之天御心平繼伎奉利父命爾真心捧介天仕奉良武常
 ノヒニ イマシメサトシタマヘルミオシヘヨマモリシタガヒマツラムミココロモヤスクオダヒニ
 乃日爾^⑪ 教 悟志給弊流御訓乎守利 遵 比奉良武御心毛安久穩爾
 マカルミチモタヒラケクヤスラケクイデマセトカシコミカシコミモマラス モロコシノウタニキ
 罷路毛平介久安介久出坐世止恐美恐美毛白須^⑫ 諸越乃歌爾^⑬ 樹
 シズカナラズトイヘルコトクサモイマハワレラワガミニシムバカリノイマシメクサニハ
 静奈良受止言弊流言草毛今波我等我身爾沁武婆加里乃誠草爾波

⑧ たたりをけ(糸がもつれないように入れておく桶)
 ⑨ まかる(死ぬ、を謙っていう言葉)
 ⑩ いましめ(孝雄のフリガナによる)
 ⑪ もろこし(唐土)
 ⑫ きしらずかならずといへる(こゝろ)さ(樹が静かであり続ける)ことはでき
 ないという言葉

ナリスアハレナ チョシンニタラフバカリノコトヲナシオヘマツラザリケム
 奈利奴阿波禮那^⑭ 杼心爾足良布計乃事平成竟奉良佐利介武^⑮ 先
 ダタスクイノヤチタビクカヘンテモユクミズノゴトクアサギリノゴトクカヘラムミチニケシ
 太多奴悔乃八千度繰返志弓毛行水乃如久朝霧乃如久返良奴路爾消
 サリマシヌ
 去利座斯奴

4 「樹静かならずといへる言葉」先立たぬ悔いの八千度
 繰り返しても」にみる、孝行を尽くせなかつたことへの悔い
 と悲しみ

孝雄は、韓詩を引きながら「風が止んでほしいと思っても止めるこ
 とができないように、親孝行をしようと思うときには、すでに親はこ
 の世にいない。親が生きているうちに親孝行をするべきであった」と
 悔い¹³、また古今和歌集を引きながら、「行く水は還ることはない」
 と無常観を感じて嘆くのであつた¹⁴。

カクバカリオモヒノホカニカミサリマサムトハツユバカリモオモヒガケズアリキシ
 斯久婆加里思乃外仁神去利座左牟止波露計毛思加氣受有來志
 モノヲケフヨリハナゴトヲモチテカミココロヲナグサママツラムアハレイマヒトトセ
 毛乃乎今日與利波何事乎以弓加御心乎慰米奉良武阿波禮今一年

⑭ ちよ(思いを述べる)
 ⑮ さきたたぬかくいのやちたび(予想できない数多の悔い)

多仁永良幣坐志弓我等身乃成行加牟⁸⁶ 狀乎毛見曾奈波佐奈牟止思⁸⁷
幣止毛今將由奈伎線言止成利奴阿波禮悲之伎加母阿波禮宇禮多伎

加母我宇麻斯母刀自之命也言爾古曾出弓給波禰御心波自良知里參

志志物乎其乃御志波□□氣禮杼己孝雄 必事竟奉良武露計毛

御心爾掛氣給布事奈久心安久立出給邊止誄詞乃⁸⁸ 序爾言別弓誓比

奉良久乎高久廣久聞食世登白須

5 「孝雄必ず事を竟え奉らむ」にみる孝雄の誓い

孝雄は誄詞の最後に、母への誓いを述べている。家族の行く末を母がこれ以上心配しなくともよい、必ず孝雄がそれを為し終えるとの決意を父や家族、親族の前で母に誓うのであった。この誓いはその後も破られることはなかった。

三 おわりに

86 さつま(状況)
87 はじめ(序)

以上、孝雄が母ヒデの逝去に際し自らが葬儀の斎主となつて奏上した誄詞の内容について、孝雄の日記、関係書籍、子息の講演記録等と照らし合わせて考察を試みた。その結果として理解したことが二点あった。

一点目は、孝雄が一族の期待を一身に背負つて学問に励み、十人の兄弟姉妹を経済的に支えてきたという事実についてである。片田舎で唯一人研究に励むことは相当に苦しく、誰でもできることではない。しかし、孝雄はそれを実行し、それ相応の地位(当時は文部省国語調査委員会補助委員)を得たのである。また、上級資格の取得、研究費や転勤に伴う支出の捻出等、苦しい中でも親許に仕送りを続けてきた事実は孝雄の自信と自負心となつて、一族の前での誓いとなつたことを理解することができた。

二点目は、一点目の事実を為し得た要因についてである。目的を明確にし、困難に耐えて日々努力する孝雄の気質は、幼少期に触れた神道、元士族である両親からの影響、国学、漢学等の学問によつて培われたものである。また、両親を敬い、肉親を大切に想う心もまたそういう環境で育まれていったと思われる。誄詞と日記には、母の死を受け入れることが出来ないで嘆き悲しむ姿と共に、これまで自分と家族を理解し温かく見守ってくれたことへの感謝が述べられている。それは、清貧であること、裏表のないこと、努力を惜しんではならないことなどを、身を持って教えてくれた母への感謝であった。

註

- 1 『旧事回顧録』一九六三年、山田方雄稿・孝雄揖・忠雄校訂八十三頁「越後国弥彦神社に祢宜(神官三浦恭満・主典山田方雄)として在勤中」より
- 2 『山田孝雄想いでの記事』一九八五年、大田栄太郎著、富山市文化事業団発行百三十頁「山田孝雄年譜」より
- 3 〃 二十一頁「第一章 蛭雪時代」より
- 4 〃 二十一頁「日大で講義の合間に話した感想」より
- 5 〃 二十二頁
- 6 『山田孝雄の立志時代』百四十九頁、「さても母君は我が出処進退に関する重大な事件にあたりては必ず一言のもとに正鵠をさして我に確たる信念をもつて事にあたらしめ賜へるものを。」とある。
- 7 〃 第一章「蛭雪時代」二十二頁「小学校授業生の道」より
- 8 〃 「山田孝雄年譜」より抜粋
- 9 〃 四十頁『日本文法論』・二十六年目の博士号」より
- 10 〃 二十頁資料「中学一年就業時の成績」
- 11 『山田孝雄を語る』一九九九年、山田孝雄文庫開設記念講演 講師 山田俊雄。二〇〇〇年、富山市立図書館発行十四頁より
- 12 『山田孝雄想いでの記事』一九八五年、大田栄太郎著、六十六頁「母を想う心」より
- 13 韓詩外伝「樹欲静而風不止、子欲養而親不待矣」
- 14 古今和歌集(九〇五〜九一四年) 哀傷・八三七「さきだたぬくいのやちたびかなしきはながるる水のかへりこぬ也(藤原冬嗣)」